

○雨竜町地域公共交通協議会規則

令和3年3月12日

規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、雨竜町附属機関設置条例（令和3年条例第1号）第6条の規定に基づき、雨竜町地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 町内における地域公共交通のあり方に関する事項に関すること。
- (2) 北海道生活交通確保対策協議会及び空知地域生活交通確保対策協議会が地域間幹線系統確保維持地域計画に記載する町内関係路線のあり方に関する事項に関すること。
- (3) その他協議会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者で構成し、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 交通事業者等の代表者又は代表者が指名する者
- (2) 住民又は住民団体等の代表者及び町内会長
- (3) 学識経験者
- (4) 町長が指名する雨竜町職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の運営)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議決方法は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、会議に代理人を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理人の氏名等を報告することにより、その代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 5 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見、説明等を求めることができる。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報等の取扱い等については十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じなければならない。

(協議結果の取扱い)

第7条 協議会において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第8条 協議会の協議事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第9条 会議に出席した場合の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の定めるところによる。

(事務局)

第10条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、雨竜町総務課に置く。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。